

●香川県告示第342号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成20年8月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	高松港	朝日（2）	<p>1 指定場所 高松市朝日新町1番1</p> <p>2 指定区域 基点1から基点6までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1から補助点4までを順次結んだ線、及び補助点4と基点6とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 四等三角点 朝日南 （北緯34度21分07.4043秒、東経134度04分10.1961秒） 基点1 基準点から310度58分25秒、821.99メートル、高松市朝日新町1番1の1号表示杭 基点2 基点1から94度39分08秒、12.07メートル、高松市朝日新町1番1の2号表示杭 基点3 基点2から4度19分52秒、70.07メートル、高松市朝日新町1番1の3号表示杭 基点4 基点3から94度19分45秒、126.72メートル、高松市朝日新町1番1の4号表示杭 基点5 基点4から4度20分52秒、149.97メートル、高松市朝日新町1番1の5号表示杭 基点6 基点5から274度16分04秒、28.72メートル、高松市朝日新町1番1の6号表示杭 補助点1 基点1から4度21分45秒、41.58メートルの点 補助点2 基点3から240度22分49秒、50.69メートルの点 補助点3 基点3から305度04分22秒、49.04メートルの点 補助点4 基点4から315度14分44秒、38.13メートルの点</p>